

児童クラブ利用児童保護者 各位

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び保育機能の維持に向けた 家庭保育の協力依頼の継続等について

日ごろより、本市の子ども関連施策に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。現在、札幌市に適用されている「まん延防止等重点措置」については、新規感染者数が引き続き高水準で推移していること等から、対象期間が令和 4 年 3 月 6 日(日)まで延長されることとなりました。

児童クラブにおきましては、感染拡大防止や保育機能維持の観点から、保護者の皆さまには、可能な範囲での家庭保育へのご協力をお願いしているところですが、現状を踏まえて、この可能な範囲での家庭保育へのご協力依頼についても、「まん延防止等重点措置」の対象期間中については継続することといたしました。

なお、保育が必要な方に対しては、引き続き通常どおりの保育を提供いたしますので、念のため申し添えます。

また、児童会館・ミニ児童会館の一部事業の休止についても継続いたしますので、併せてお知らせいたします。

記

1 家庭保育の協力依頼の継続について

引き続き、まん延防止等重点措置の期間中（現時点では令和 4 年 3 月 6 日(日)まで）については、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いいたします。

なお、今回の措置は、保護者の皆様への可能な範囲での協力依頼であり、例えば仕事・通院・介護など、保育が必要な方におかれましてはご利用の児童会館・ミニ児童会館で保育を行います。

2 有料時間帯の利用に係る取扱いについて

現在、3 月の延長利用のお申し込みをされている方のうち、3 月の利用を取りやめるととされた方につきましては、当月分の利用料の請求を停止いたしますので、2 月中にご利用の児童会館・ミニ児童会館でお手続きいただきますようお願いいたします。

なお、3 月中に一度でも有料時間帯をご利用された方については、通常通り、料金が発生することとなりますので、ご留意願います。

3 児童会館・ミニ児童会館の一部事業の休止について

現在休止している以下の事業についても、まん延防止等重点措置の対象期間中、休止を継続することとします。

休止を継続する事業

自由来館、子育てサロン（児童会館型）、ふりーたいむ（中高生の夜間利用）

【担当】 子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童係（Tel.011-211-2989）